



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 バ ナ ー ズ
代 表 者 代表取締役 澁谷 信
(コード番号 3011 東証第二部)
問 合 せ 先 総務部長 藤牧 由亘
電 話 (048)523-2018

株券電子化に係る定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、上場株式は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行	変 更 案
第 2 章 株 式 <u>第 8 条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	第 2 章 株 式 (削除)

<p><u>第10条（単元未満株券の不発行）</u></p> <p>当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条（株式取扱規則）</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第9条（株式取扱規則）</p> <p>(条文省略)</p>
<p>第12条（株主名簿管理人）</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わないものとする。</p>	<p>第10条（株主名簿管理人）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わないものとする。</p>
<p>第13条（基準日）</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第11条（基準日）</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第14条～第44条（条文省略）</p>	<p>第12条～第42条（条文省略）</p>

3. 日 程

株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日
効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以上